

企画競争説明書

業務名称： アフリカ地域プロジェクト研究「アフリカ地域におけるコミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』モデルの開発・スケールアップ」

案件番号： 180552

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域プロジェクト研究「アフリカ地域におけるコミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』モデルの開発・スケールアップ」
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2022年2月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年1月7日（月）までに機構ホームページ上に行います。
（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月11日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りします。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

パイロット活動のベースライン・エンドライン調査及び試行・モニタリングに係る経費
調査対象国の政府関係者の出張旅費に係る経費
文献調査を踏まえた現地調査に係る経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 1 = 円

b) US\$ 1 = 113.385000 円

c) EUR 1 = 129.024000 円

現地通貨レートにつきましては、JICA12月統制レートを使用願います。

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／教育開発・学校運営
- b) 教育開発
- c) 学校運営

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 14.83 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月4日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：学校運営に係る教育開発

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

- 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／教育開発・学校運営）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

- a) 類似業務の経験：教育開発・学校運営に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語 仏語ができることが望ましい
- d) 業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教育開発】

- a) 類似業務の経験：教育開発に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語 仏語ができることが望ましい
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 学校運営】

- a) 類似業務の経験：学校運営に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語 仏語ができることが望ましい
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

アフリカ地域プロジェクト研究「アフリカ地域におけるコミュニティ参加を通じた『子どもの学びの改善』モデルの開発・スケールアップ」

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／教育開発・学校運営	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：教育開発	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：学校運営	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

アフリカ地域は、基礎教育へのアクセスにおいて、過去数十年間で飛躍的な拡大を遂げている。1970年時点で同地域の粗就学率が68%だったのに対し、2010年には100%を越えた。しかし、学習の質は依然として深刻な課題であり、学校教育が子どもの学びに結び付いていないことが課題である。特にサブサハラ・アフリカでは、学齢期の子どもの8割以上が最低限の読み書き・算数スキルを習得していないと推計されている（UNESCO 2017）。

世界開発報告書 2018 は、学習の質が低い原因として、子どもの学習体制、教師のスキル・動機付け、教科書などの学習・指導ツール、学校運営の4つの面で十分に整っていないことを挙げ、これらの課題に対処するためには、学校がすべての子どもたちの学習の場となるようにエビデンス（科学的根拠）に基づいて処方箋を検討し、全関係者が連携して学びに焦点を当てた総合的な仕組みを構築することなどが必須としている（World Bank 2017）。

JICA はアフリカ地域の複数国¹において、コミュニティ参加型の教育プロジェクトを実施してきた。特に西アフリカ地域及びマダガスカルで実施中の「みんなの学校」プロジェクトでは、コミュニティと学校の協働により子どもの学習環境を改善するため、学校から中央レベルを通じて学校運営に係る能力強化を行うとともに、コミュニティの参加を通じた学校運営の改善や子どもの読み書き・計算学習の支援にも取り組んでいる。ただし、算数ドリルを含む現在のモデルを大規模に拡大させるためには資金面でパートナーが必要であり、より費用対効果の高いモデルを開発するニーズも高い。

これらの成果と教訓を踏まえ、JICA は第七回アフリカ開発会議（TICAD 7）に向けて、コミュニティの参加を通じた基礎学力（特に読み書き・算数スキル）向上のためのモデル検討とアフリカ地域におけるスケールアップの方策を検討している。同モデルにおいては、費用対効果・普及可能性の高い教授法、教具・教材や、それらが国・地域・学校レベルで機能し普及するための仕組み（行政官や学校委員会によるモニタリング体制など）をパッケージとして検討する必要がある。また、アフリカ地域においてコミュニティ参加型の教育モデルを中長期的に展開していくにあたり、これまで同種のプロジェクトを実施していない国においても、その導入可能性を検討する。

なお、基礎教育分野では、数多くのインパクト評価が実施され、そのエビデンスに基づいた優良モデルの選別が進みつつある。本調査研究においては、国際教育開発業界で蓄積されたグローバルなエビデンスと現場の経験に基づいてモデルを検討し、パートナー機関との連携も意識したモデル開発とスケールアップの方策を検討する。

2. 業務の目的

本業務従事者は、「1. 業務の背景」及び「5. 実施方針及び留意事項」を把握し、JICA

¹ これまでに JICA が基礎教育分野でコミュニティ参加の要素を取り入れた技術協力を実施した国は、タンザニア、マラウイ、モロッコ、エチオピア、ニジェール、セネガル、ブルキナファソ、コートジボワール、マリ、マダガスカル、ガーナ。

専門家、教育省関係者、パートナー機関と協力しながら、コミュニティの参加を通じた読み書き・計算スキルの向上に効果的な介入を試行・改善した上で、モデルの開発及び普及展開に向けた提案を行い、報告書に取りまとめる。

3 業務対象地域

アフリカ地域の複数国（ニジェール、マダガスカル、セネガル、ブルキナファソ、ガーナ、ジブチ、ナイジェリア、シエラレオネ、エチオピア、モロッコ、モザンビーク、マラウイから選定を想定²）にて本調査研究の現地調査（必要に応じパイロット活動を含む）を実施する。また、情報収集のための現地調査は、文献調査等を踏まえアフリカ以外の地域を含めて検討する。パイロット活動及び導入可能性にかかる確認調査の対象国は、プロポーザルにて提案することとするが、パイロット活動を最低1か国、導入可能性調査を最低2か国とする。

パイロット活動の対象校は、対象各国における初等学校30校程度を想定しているが、具体的な対象校及び対象校数は教育省と協議の上、決定する。

4. 業務の範囲

コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」及び「6. 業務の内容」に示す調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA 人間開発部へ提出する。

5. 実施方針及び留意事項

（1）本調査研究の意義

アフリカ地域の子どもの基礎学力向上に貢献するため、JICA はコミュニティ参加型のアプローチを更に強化する。そのため本調査研究では、普及可能性・費用対効果の高いモデルを提案し、今後アフリカ地域においてスケールアップするための基盤となる調査を行う。本調査研究の意義は、JICA が蓄積した技術・経験にグローバルなエビデンスを加えたモデルが提案されること、それを通じて、資金力や技術力を有するパートナー機関との連携が深まり、よりインパクトの大きい協力が可能になることである。本調査研究で、コミュニティの参加を通じた学習支援を土台にしつつ、グローバルなエビデンスを活用しながら、例えば学習／指導用教材の改善やアセスメント、教員の指導能力の強化などを取り入れた介入を試行することで、子どもの読み書き・計算スキルの向上に効果的で、高い普及可能性及び費用対効果が期待されるモデルを考案し、子どもの基礎学力向上に貢献することを目指している。

（2）本調査目的

本調査研究は、アフリカ地域において、コミュニティと学校の協働による子どもの読み

² JICA が今後基礎教育分野でコミュニティ参加の要素を取り入れた技術協力を実施する可能性のある国は、ジブチ、ナイジェリア、シエラレオネ、エチオピア、モロッコ、モザンビーク、マラウイ、ガーナ。

書き・計算スキルの向上に貢献するため、以下二点を目的とする。

- ① JICA の有する比較優位及び経験・知見並びに国際的なエビデンスを踏まえ、基礎学力向上に効果的で、高い普及可能性・費用対効果が期待できるモデルを提案する。
- ② 中長期的に上記モデルをアフリカ地域に展開するため、アフリカ地域の複数国（現在、JICA がコミュニティ参加型の教育プロジェクトを実施していない国を含む）への導入可能性を検討する。

(3) 調査分析対象者

アフリカ地域及びその他現地調査地域における、教育省、初等学年の子ども、教員、地域住民

(4) 調査分析対象範囲（科目）

基礎レベルの読み書き・計算

(5) 実施方法

① 文献調査及び現地調査

国際機関のレポートや学術論文等の文献調査を通じて、読み書き・計算スキル向上に効果的な介入に関するエビデンスを確認し、JICA のモデルへの適用可能性を検討する。文献調査した他国の介入例のうち、基礎学力への効果や普及可能性・費用対効果が期待されるものについては、必要に応じて現地調査する。

② 仮説モデルの構築、パイロット活動の計画策定・試行、モデルの改善

上記①の文献調査・現地調査を踏まえ、仮説モデルを提案する。モデルの提案においては、グローバルなエビデンスと現場での実践から得られた知見の両方を重視する。

そのモデルをベースに、各国の文脈に沿った形に適用させた普及可能性・費用対効果が期待できるアプローチを考案する。その後、各対象国におけるパイロット活動計画を策定し、対象国にてパイロット活動を実施し、現地関係者に対して必要な技術支援・モニタリングを実施する。パイロット活動を実施後、効果を測定・分析し、各国のアプローチをそれぞれ改善する。その過程で、モデルの仮説を検証し、改善する。本業務を実施するにあたって、国際協力専門員やパートナー機関と本調査研究にかかる意見交換を行う。

③ 新規国におけるモデルの導入可能性の確認調査

上記②の過程で提案されるモデルを中長期的に新規国に展開するにあたって、一部の対象国にて基礎情報を収集し、モデルの導入可能性について検討する。

④ 提案されたモデルに関する報告書の提出

上記①～③を通して、読み書き・計算スキルの向上に効果的で、高い普及可能性及び費用対効果が期待できるモデルを示し、今後の案件形成について報告書で提言する。

(6) 相手国側関係機関

初等教育を所掌する対象国の教育省及び関係機関

(7) 実施期間

2019年2月下旬から2022年2月下旬（3年間）を予定。

(8) 調査工程

実施スケジュール（工程案）は、別紙1の全体計画工程表案のとおり。

6. 業務の内容

現在想定される調査内容は以下のとおりだが、調査目的を達成するために必要な調査内容が他にあれば、プロポーザルにて提案すること。また、必要に応じて現地傭人やローカルコンサルタントの採用を活用することを認める。なお、国内業務及び現地業務の時期は目安とする。

(1) 業務計画書の作成（2019年3月上旬及び2020年8月下旬）（国内業務）

本業務に関連する資料・情報（途上国における読み書き・計算スキルの課題分析、他ドナーの活動やインパクト評価等）を整理し、本プロジェクト研究で想定される業務全体を把握する。その上で、本調査研究の基本方針、調査対象国、現地調査計画（パイロット活動計画、モデル導入可能性にかかる調査計画）、調査手法、調査項目（各対象国で共通または個別で調査する項目）、作業工程、実施体制等を取りまとめた業務計画書を作成する。なお、上記についてはプロポーザルで提案すること。

本案件の実施においては、以下2回の業務計画書を提出することとする。

- ・第一期 業務計画書（2019年3月上旬-2019年3月下旬）
- ・第二期 業務計画書（2020年8月下旬-2020年9月上旬）

(2) 文献調査及び現地調査（2019年3月上旬～2019年6月）（国内業務及び現地業務）

本調査研究は、アフリカ地域の子どもの読み書き・計算スキルを向上するためのモデルの提案及び他国展開に向けた提案を成果としている。モデル提案においてはエビデンス及び現場での実践から得られた知見を重視する。具体的には、本邦で入手可能な研究論文や報告書等を通じて、読み書き・計算スキル向上に関する国際的な理論や議論を整理し、インパクトが実証された他ドナーのアプローチの成果と課題を分析する。また、JICAの過去の協力を通じて蓄積された成果・知見（主に住民参加型の教育開発、教員の能力開発、算数教材開発）や日本の教育の比較優位性も参照する。文献調査した他ドナーによる学力改善アプローチのなかで、子どもの基礎学力に効果的とされる活動についてネットワークや知見を得るために、他ドナーの本部やプロジェクト対象国での現地調査を認める。なお、本現地調査の経費については、別見積りとする。

(3) インセプション・レポートの作成 (2019年4月頃) (国内業務)

業務計画書の内容に、文献調査・現地調査の結果、現地調査計画（パイロット活動計画及びモデル導入可能性にかかる調査計画）を含めたインセプション・レポートを作成する。なお、現地調査にあたっては、本レポートをもって、相手国政府関係者に調査の目的・概要を説明した上で、調査への協力を求めるものとする。また、本調査研究に関して技術的な助言を得るために、本レポートを共有し、必要に応じてパートナー機関に対して意見交換を行う。

(4) 対象地域の決定、現状把握 (2019年5月頃) (国内業務)

JICA関係者や相手国政府関係者と協議し、調査対象地域・対象校を最終決定する。また、対象校における現状（子どもの学習状況、学校・教員・コミュニティの現状など）について、本邦で入手可能な資料を収集し、分析する。また、本調査研究の円滑な実施に必要な不可欠な留意点等の情報収集を行い、取りまとめる。

(5) 読み書き・計算スキル向上のための仮説モデルの考案、パイロット活動計画の策定 (2019年4月～6月) (国内業務)

① 読み書き・計算スキル向上のための仮説モデルの考案

文献調査・現地調査で得られたグローバルなエビデンス、JICAの過去の協力を通じて蓄積された経験・知見・課題、日本の教育における比較優位を踏まえ、読み書き・計算スキルの向上に効果的な仮説モデルを検討する。同モデルは、アフリカにおいて教育予算、教員の指導能力・モチベーション、子どもの学習時間、学習指導用ツールなどが不足していることを前提に、高い普及可能性と費用対効果が期待できるものとする。

② パイロット活動計画の策定

文献調査・実地調査、調査対象地の情報収集、JICA関係者との協議後、各国の文脈を踏まえたパイロット活動計画を策定する。特に教育省の予算・行政官の能力、学校の現状（学校運営、インフラ、授業、教員の能力・モチベーション等）、コミュニティの現状（社会経済、保護者の学習支援、学校との協働の可能性等）など子どもの学習を取り巻く環境を踏まえて、高い普及可能性と費用対効果が確保できるように留意する。

また必要に応じて、インセプション・レポートで提案した内容（現地調査の方針、調査計画、調査手法など）の変更提案を行い、JICA関係者と協議する。協議の結果に基づき、最終的な現地調査方針、調査計画、調査項目、調査手法等を決定し、パイロット活動に向けた事前準備を行う。

(6) ベースライン・エンドライン調査の実施方法の検討 (2019年5月～6月)

パイロット活動の対象国では、ベースライン・エンドライン調査を実施することと

する。そのため、対象国教育省や現地再委託先との協力のもと、(5)の調査計画案に基づき、ベースライン・エンドライン調査の実施方法と関係者の役割分担を検討し、必要な準備を進める。調査対象校は30校程度を想定する。ベースライン・エンドライン調査の手法、実施時期、実施体制、分析枠組み、調査対象者については、プロポーザルで提案すること。特に実施時期については、プロポーザルにて提案した各国の学校年度の開始月及び本調査研究の成果を対外発信する上で望ましい時期を考慮する。

また、本調査研究はジェンダーの視点についても十分配慮し、全ての調査項目について男女別にデータを取得し分析することとする。さらに、本調査研究において実施されるパイロット活動では、参加者構成や研修開催時間、使用する教材等について、現地の状況を踏まえながら、ジェンダーに配慮したものになるようにすること。

(7) ベースライン調査の実施、パイロット活動の試行・モニタリング、エンドライン調査の実施（2019年6月～2021年7月）（現地業務）

(5)と(6)の検討結果に基づき、対象国においてパイロット活動を実施する。上記期間中は、各国において適切な時期・回数でベースライン・エンドライン調査、パイロット活動、モニタリング・技術支援を実施する。

① ベースライン調査の実施（現地業務）

調査対象国で試行された仮説モデルの有効性を確認するため、ベースライン調査を実施する。調査の実施においては、現地再委託を認める。

② パイロット活動の試行・モニタリング、改善（現地業務）

JICA関係者や現地人材と連携してパイロット活動を実施し、現地関係者に対して技術支援及びモニタリングを行う。パイロット活動を実施する過程で、仮説モデルの課題を分析し、必要に応じて改善する。本活動の実施においては、現地再委託を認める。

③ エンドライン調査の実施（現地業務）

各調査対象国において適切な時期・回数で、エンドライン調査を実施し、仮説モデルの有効性を確認する。本調査の実施においては、現地再委託を認める。

(8) パイロット活動の結果分析、モデルの仮説検証・改善（2019年7月～2021年12月）（国内業務）

各調査対象国におけるベースライン・エンドライン調査結果や抽出された教訓を分析し、それらをもとにモデルの仮説を検証し、各国のアプローチの改善を行う。

(9) モデルの導入可能性の検討（2019年6月～2021年7月）（国内業務及び現地業務）

本調査研究で提案されたモデルを、中長期的にアフリカ地域に展開するため、アフリカにおける複数国（現在、JICAがコミュニティ参加型の教育開発にかかる技術協力を

実施しておらず、今後実施する可能性のある国³)への導入可能性を検討する。本業務は、調査対象国においてモデルを導入するにあたって必須あるいは望ましい条件が揃っているかを確認するものである。調査項目として、教育省の政策及び予算・行政官の能力、学校の現状（学校運営、インフラ、授業、教員の能力・モチベーション等）、コミュニティの現状（社会経済、保護者の学習支援、学校との協働の可能性等）など子どもの学習を取り巻く環境や、JICAの協力実績、他ドナーの事業方針や実施中あるいは実施予定の事業概要などを情報収集・検討する。

なお、本業務の実施時期に関して、モデル提案と同時並行で実施するか、モデルの提案後に実施するかをプロポーザルで明記すること。また、本業務を実施するにあたって、国際協力専門員と意見交換を行う。

① 現地調査計画の策定（国内業務）

文献調査・実地調査、調査対象地の情報収集、JICA関係者との協議を踏まえ、対象国におけるモデルの導入可能性を検討するための調査計画を策定する。また必要に応じて、インセプション・レポートで提案した内容を変更し、JICA関係者との協議結果に基づいて、最終的な現地調査方針、調査項目、調査手法等を決定する。特に調査項目については、本調査研究で開発されるモデルを導入するために必須あるいは望ましい条件を調査計画段階で整理する。調査対象国は最低2か国、調査期間は2週間程度を想定し、調査中は現地教育省との協議や学校現場の視察等を行う。なお本調査は、現地再委託やローカルコンサルタントの活用を行うことは想定していない。

② 現地調査の実施、結果の取りまとめ（現地業務及び国内業務）

現地調査計画に基づき調査を実施する。調査結果は業務完了報告書のなかに、調査各国につき10頁程度で取りまとめる。

(10) プロGRESS・レポートの作成及び報告（2020年4月及び2021年4月）（国内業務）

文献及び現地調査の結果（パイロット活動の結果、モデル導入可能性の検討結果を含む）をまとめ、後記「7. 成果品・業務提出物等」で指定された時期に、JICA人間開発部に報告書を提出し、進捗報告を行う。また必要に応じて、調査方針や調査計画などについてJICA関係者との協議を行う。

(11) 業務完了報告書の作成・報告（2022年2月）（国内業務）

本業務全体を記載した業務完了報告書を作成し、JICA人間開発部に報告を行う。業務完了報告書には少なくとも、以下について記載すること。

① 高い普及可能性と費用対効果が期待できるコミュニティ参加型の読み書き・計算ス

³ 現在、JICAがコミュニティ参加型の教育開発にかかる技術協力を実施しておらず、今後実施する可能性のある国はジブチ、ナイジェリア、シエラレオネ、エチオピア、モロッコ、モザンビーク、マラウイ。

キル向上に効果的なモデルの構想

② アフリカ地域の複数国におけるモデルの導入可能性の検討結果及び提案

(12) モデルの導入・普及を担う人材養成にかかる提案（国内業務）

本調査研究を通じて提案されたモデルをJICAがアフリカ諸国に普及展開するにあたって、持続的な協力体制を確保するため、本モデルの普及展開を担う専門家（日本人・ローカル人材）に必要な能力を整理し、人材養成方法にかかる提案を業務完了報告書の中で2～3頁程度にまとめる。

(13) 広報活動（国内業務及び現地業務）

業務実施にあたっては、調査対象国の政府関係者及び本邦の国民各層が、本調査研究の意義、調査内容、調査の成果を正しく理解できるように、JICAの広報活動・成果発信に協力する。

(14) その他留意事項

① マルチセクトラルな取り組み

本調査研究では、裨益者の抱える問題を中心に据え、その問題の解決のために様々な専門的知見を組み合わせ分業横断的に取り組むために、セクターを越えたマルチセクトラルな視点をできる限り取り入れること。

② ジェンダー／平和構築／障害者配慮

本調査研究では、ジェンダー／平和構築／障害者配慮の視点について十分配慮すること。

7. 成果品・業務提出物等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、第1期は契約業務完了報告書、第2期はプロジェクト業務完了報告書とする。また、プログレス・レポートを中間成果品とし、プロジェクトの進捗状況に応じて、双方の合意に基づき部分払いを行うことがある。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、相手国関係機関との協議や国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書（第一期）（2019年3月）	和文3部
(2) インセプション・レポート（2019年4月）	和文3部、英文5部
(3) 第一期プログレス・レポート（2020年4月頃）	和文3部
(4) 第一期契約業務完了報告書（2020年8月）	和文3部
(5) 業務計画書（第二期）（2020年9月）	和文3部
(6) 第二期プログレス・レポート（2021年4月）	和文3部
(7) 業務完了報告書（教具・教材案等があれば添付）（2022年2月）	和文3部、英文5部、CD-R:3枚

なお、業務従事者は、国内・海外における業務従事期間の業務に関し、以下の内容を含む

業務月報を作成し、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート（計画と実績）

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、以下の契約期間において業務を実施する。

2019年2月下旬～2022年2月下旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

業務量は以下を目途とする。

全体 約 19.5 M/M

現地業務 約 12.5M/M

国内業務 約 7.0 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野の想定は以下のとおり。業務従事者の一部が、コミュニティ参加型教育開発及びアフリカ地域での業務経験を有していることを想定している。また「教育評価分析」とは、グローバルなエビデンスを活用したモデルを提案することを目的に、世界銀行や USAID 等の他パートナー機関による教育開発プログラムの分析を行う人材を指す。なお、評価対象分野は、業務主任者／教育開発・学校運営、教育開発、学校運営とする。

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載された格付目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。なお、業務従事者の格付け目安については、コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2017年6月）の別紙「コンサルタント等契約にかかる業務従事者の格付の認定基準及び手続きについて」に則るものとする。

ア 業務主任者／教育開発・学校運営（格付2号）

イ 教育開発（格付3号）

ウ 学校運営（格付3号）

エ 教育評価分析

3. 対象国の便宜供与

カウンターパートの配置（教育省における担当者の指名）

4. 閲覧資料

過去に途上国にて実施したコミュニティ参加の要素を含んだ基礎教育開発に関する以下案件の情報につき、JICA ナレッジサイトより閲覧可能である。（下記サイトに掲載のない関連報告書については、担当部署である人間開発部 基礎教育グループにて閲覧可）。

- ニジェール「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト」（2012年～2016年）
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/8c8ff19faf91b01549256f9e0022f9ee/583ad08d7832bc492579ca0079e1ff?OpenDocument>
- マダガスカル「みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト」（2016年～2020年）
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/8c8ff19faf91b01549256f9e0022f9ee/75ddc92b95ddfa5349257f640079db61?OpenDocument>
- セネガル「教育環境改善プロジェクトフェーズ2」（2010年～2015年）
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/8c8ff19faf91b01549256f9e0022f9ee/2ac3f4cb953da0e44925774c0079fc45?OpenDocument>
- ブルキナファソ「学校運営委員会支援プロジェクトフェーズ2」（2014年～2017年）
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/8c8ff19faf91b01549256f9e0022f9ee/c488c39c668f6d5849257c8c0079eb31?OpenDocument>
- モロッコ「公平な教育振興プロジェクト」（2014年～2018年）
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/8c8ff19faf91b01549256f9e0022f9ee/2b90977ac52aacf349257c900079e01f?OpenDocument>
- ネパール「小学校運営改善支援プロジェクト（フェーズ2）」（2013年～2018年）
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/8c8ff19faf91b01549256f9e0022f9ee/03e281aa0cdb8f0149257b3a0079fe44?OpenDocument>

5. 見積書作成上の注意事項

(1) 現地再委託に係る経費

パイロット活動のベースライン・エンドライン調査及び試行・モニタリングについては、現地再委託を可とする。現地再委託とする場合には、プロポーザルにおいてその旨を記載すること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

(2) 文献調査を踏まえた現地調査に係る経費

本調査研究の文献調査を踏まえ、さらなる情報収集が必要と判断された他国の介入例については、必要に応じて他ドナーの本部や介入対象国での調査を認める。

(3) 調査対象国の政府関係者の出張旅費

本調査研究にかかる相手国政府関係者の出張旅費については、基本的に先方負担とする。ただし、相手国政府が財政上の理由等により負担し得ず、本調査の円滑な実施に支障をきたす場合は、次の条件により当該経費を相手国政府関係者に支給することが出来

る。

- 1) 日当、宿泊料及び交通費であること
- 2) JICA が事前に承認していること
- 3) 相手国政府関係者からの申請書を取り付けていること

上記（１）から（３）の経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難あることから、別見積もりとする。

6. その他留意事項

（１）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 事務所及び現地日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、上記２機関と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録すること。

（２）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

別紙：全体計画工程表案

